

2024年度事業及び活動に関する報告

1. 学校用教材の質的向上に関する調査研究（定款第5条第1項（1））

（1）第38期学校教材調査会（小学校）の実施

2025年度版小学校用教材を対象に実施した第38期は、7社が参加し、これまでと同様に5教科（国語、社会、算数、理科、英語）の教材を調査対象とした。調査結果を教科別に伝達する各社別研究会を、より多くの編集者に参加してもらうためオンラインも活用して、2025年8月19日から9月20日までに計8日（1教科2日）開催を予定している。

各社別研究会終了後、今回の調査の総括として「調査結果一覧表」を見直し適宜追記・修正を各委員が行い、各社へ調査した教材と合わせて送付する予定にしている。

（2）全国教育研究所連盟（全教連）、関東地区教育研究所連盟（関教連）等との連携と共同調査研究

全教連、関教連の諸会議や研究活動に参加するとともに、各種教育研究の発表会やシンポジウムにも出席し、資料・情報を収集し研究を深めた。

（3）日本教材学会（教材学会）の活動支援

教材学会の研究発表大会や研究会の開催及び支部活動に対して、予算面も含めて協力・支援を行った。特に今年度からは、教材学会からの要請を受けて、4月より日図協事務局で教材学会の事務業務を請け負うかたちで活動支援を行った。

（4）学校用教材の質的向上に関する資料・情報の収集と調査研究

国公民間立教育研究機関が行った各教科の研究発表やシンポジウム、教材学会の研究発表大会などでの研究報告をはじめ、全国連合小学校長会や全日本中学校長会の研究会などの資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

（5）学校のICT活用に関する調査研究

1) デジタル教材の諸課題についての研究・検討

デジタル教材の諸課題については、教育行政や市場の動向を踏まえて、編集部長会を中心に研究・検討を進めた。

2) デジタル教材及び学校のICT活用に関する資料・情報の収集と調査研究

文科省や学習情報研究センター（学情研）、日本教育情報化振興会（J A P E T & C E C）、I C T C O N N E C T 2 1等の資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

2. 学校用教材の出版倫理の維持高揚（定款第5条第1項（2））

（1）出版倫理の確立を図るための諸会議・研修会等の開催

学校用教材等についての模倣や剽窃、他社の経営方針などについての中傷、誹謗や知的所有権の不適切な処理など出版倫理・経営倫理にもとる行為が行われないよう関係各所において出版倫理の意識高揚を図った。

（2）知的所有権及び不正競争防止法等についての研究・啓発と適切な処理等についての指導、助言

学校用教材についての著作権、出版権等著作権法上の権利並びに商標権、意匠権、実用新案権、特許権等の工業所有権など知的所有権全体についての権利及び不正競争防止法上の権利等を守るため、文化庁、特許庁等の行政機関や権利者団体、著作権団体等が開く諸会議や講習会などに出席して資料・情報を収集し研究を進めるとともに、随時各社に情報提供を行った。

写真やさし絵、文学作品などの知的所有権を尊重するため、当協会と日本児童文芸家協会（児文芸）、日本児童文学者協会（児文協）、日本文藝家協会（文藝協）、日本音楽著作権協会（J A S R A C）、日本写真家協会（J P S）、日本児童出版美術家連盟（童美連）等との間で締結された覚書や協定などを正しく遵守して教材作りを進めるよう機会あるごとに啓発を行った。

（3）教材と著作権についての対外宣伝活動と授業目的公衆送信補償金制度への対応

学校用教材は著作権法第35条の権利制限の範囲には該当しないとの立場を維持しつつ、学校の実情に対応した形で、文科省等と連携しながら、著作権の啓発活動を行った。具体的な活動として、協会ホームページでの学校用教材の著作権解説の掲載、全教委あての学校用教材の著作権に関する学校への指導依頼文書の発出（3月1日付）、学校からの問い合わせ対応方針の各社共通理解の促進などを行った。

また、授業目的公衆送信補償金制度への対応については、補償金制度に関わる権利者（出版、新聞、写真、文藝、美術等）と利用者（教育関係者）が意見交換を行うフォーラムでは、著作権の啓発活動の充実を中心に検討が行われ、一般社団法人授業目

的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体のひとつである出版教育著作権協議会に出席し資料・情報を収集するとともに学校用教材の著作権について教材業界として意見を述べた。

（４）インターネットを介した学校用教材の転売への対応

１）インターネットオークションやフリーマーケットサービス運営企業との交渉と対応

各運営会社に対して、評価教材や見本本について一定条件のもとでの出品削除や、出品者への警告メッセージの発信等の依頼を行った。

また、大量に見本本を出品しているような悪質出品者のリストを運営会社毎に整理して、編集・営業部長等と共有した。

２）見本本への対応

出品、転売されないための対策として、各社では見本本への対応（出品禁止等の文言の掲載やシール対応）や検討を行った。また、販売店に対し見本本の管理、回収の徹底を依頼した。

３．学校用教材及びその効果的使用についての啓発普及（定款第５条第１項（３））

（１）学校用教材の価値、役割の啓発宣伝

報道機関等に対して、学校用教材の教育的必要性や価値、役割、教育上の効果等について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう求めた。また、文科省、教委、全教連、国公民間立教育研究機関、各教科の研究会、教材学会、校長会等の諸会議や講習会などに参加して、教材の内容や協会の事業、活動について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう啓発した。

（２）学校用教材の効果的使用についての啓発宣伝

「図書教材新報」に掲載した各社の教材活用事例「教材活用シリーズ」を協会ホームページにて随時公開し、教材の価値、役割、活用法について発信した。

（３）刊行物の普及及び協会ホームページ等の活用による啓発宣伝

協会ホームページから啓発資料等をダウンロードして活用できるよう随時更新を行った。

また、広報活動の一環として、編集部長会等の意見を踏まえて、協会ホームページ

の内容を一新し充実を進めた。

(4) 一般社団法人全国図書教材協議会（全図協）及び教材学会との連携による啓発宣伝

学校用教材の普及、啓発、採用促進運動として、全図協と連携して全国の教育委員会、小・中学校校長会宛てに送付している3月1日付文書に同封する形で学校における教材採用に関する要望文書を送付した。

また、昨年12月には学校での一斉採用の重要性に関する文書を作成した。文書は全図協会員販売店へ送付し、学校から問い合わせがあった際の参考にしながら一斉採用を促すような対応を要請している。合わせて図書教材新報や協会ホームページにも掲載した。

教材学会で開かれた第36回研究発表大会（10月5～6日、北海道教育大学旭川校）に対して、参加、協賛協力を行った。

4. 学校用教材に関する情報、資料等及び実物の収集（定款第5条第1項（1）（4））

(1) 学校用教材及びそれに関連する資料等の収集とその保管展示

小・中学校用教材や教具などの提供を関係各社より受け、主要なものは保管展示した。

(2) 教科書及び教師用指導書並びにそれに関連する資料等の収集と関係教材各社への提供

教科書・教師用指導書の収集と調査研究については、①小・中学校教科書訂正情報、②2024年度用小学校教科書供給本及び教師用指導書の下巻分、③2025年度用中学校教科書供給本及び教師用指導書、④2025年度用高校教科書供給本、⑤2026年度用高校教科書見本本の収集と提供を行うとともに、その内容についての研究を進め、主要なものは保管展示した。

(3) 教科書の採択に関する資料等の収集と関係教材各社への提供

2025年度の教科書採択集計資料及び教科書会社の発行する定期刊行物、研究資料に関する情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

5. 学校用教材及び教育全般に関する研修会等の開催（定款第5条第1項（5））

(1) 教材の著作権に関する勉強会の開催

2024年10月17日には前田哲男顧問弁護士を招いて、加盟社の編集部長を中心に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）についての勉強会を協会会議室とオンラインで開いた。

（2）編集部長会の開催

学校用教材の改善充実を進めるため、小・中学校編集部長会を開き、ルールに則った教科書準拠教材作り、著作権者などの権利の尊重、知的所有権及び不正競争防止法上の問題の処理、広報活動（協会ホームページの内容充実等）、ICT活用に対応した学校用デジタル教材に関する諸課題などについて研究協議し対応方策について検討を行った。

6. 関係官庁及び関係団体等との連絡協調（定款第5条第1項（6））

（1）文科省等との連絡協調と、文科省有識者会議への参画

文科省教科書課、教育課程課、学校情報基盤・教材課、学校デジタル化PT、教育DX推進室、デジタル庁等と随時連携を図り、学校用教材の情報提供と諸課題についての意見交換を行った。

1) 文科省「学校とのFAXでのやり取りの慣行の見直しについて」協力依頼を受けた対応

担当課（学校情報基盤・教材課）に対して、DXによる業務の効率化の推進に協力しつつ業界団体として懸念や課題を伝えながら、情報共有や意見交換を行い、連携を図った。

2) 文科省「教育データ利活用に関する有識者会議」での発表

教育DX推進室からの要請を受けて、2024年9月20日に開催された「教育データ利活用に関する有識者会議（第25回）」において、協会を代表して渡部事務局長より、学校用教材の現状と教材データ利活用における課題についての発表を行った。

3) 文科省「デジタル教科書推進WG」での発表

教科書課からの要請を受けて、11月21日に開催された「デジタル教科書推進WG」において、協会を代表して渡部事務局長より、デジタル教科書の課題や教材との連携について発表を行った。

4) 文科省「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデルに関する専門家会議」（旧：学習eポータルに関する専門家会議）への委員参加と提案

協会を代表して委員として渡部竜士専務理事が計2回の会合（2025年1月9

日、2月27日)に参加し、学習eポータルの公共性を担保した運用などを提案した。
5) 文科省デジタル教科書推進ワーキンググループ(WG)「中間まとめ」に対する「意見書」提出

日図協・全図協の連名で3月24日付で「意見書」を提出した。「意見書」では、教科書の形態としてデジタルが制度上明確化されたことに賛同しつつ、児童生徒の学びの充実を最重要目的として、紙とデジタルのよさを取り入れた学習環境の重要性が示されたことを評価している。また、協会として、教科書と教材の明確な区分け、QRコードなどを介して紙媒体の教科書と接続して使用されるコンテンツの取り扱い、デジタル教科書と教材の連携、学校における主体的な教材採択、教科書準拠教材作成への配慮、の5項目を要請した。

(2) 出版文化団体、仲介業務団体等との連絡協調

日本書籍出版協会(書協)、日本雑誌協会、新聞協会、児文芸、児文協、文藝協、童美連、JPCA、JPS、JCOPY、JRRC、JASRAC、JUCC、SARTRASなどの諸会議や講習会等への参加や相互訪問を通して理解を深めた。

(3) 教科書関係団体、教材関係団体及び教育関係諸団体との連絡協調

- 1) 教科書協会、教科書研究センター、教科書著作権協会、教科書供給協会、学習教材協会など関連する教育出版・著作権管理団体と随時意見交換等を行い連携協力関係を深めた。
- 2) 全日本教育材料連合会、日本心理検査協会、日本教材備品協会、学情研、JAPE T&CEC等の教育関係団体の諸会議や講習会等に参加し、また相互訪問を行って資料・情報の交換を行うなど相互の理解と連携協力関係を深めた。

(4) 教科書著作権協会(教著協)との協力体制の確立

- 1) 教著協との協議会を2025年3月12日に開催し、今後の教科書制度見直しの方角性を踏まえて、二団体間での情報・課題の共有とともに、デジタル教科書と教材の連携のためのルール検討など、必要に応じた協議を行っていくことを確認した。
- 2) 「教科書準拠教材における教育機関等からの要請に関する覚書」に4月1日付で教著協と締結調印した。
- 3) 2025年度中学校教科書改訂にともない「中学校英語教科書「基本構文」に関する確認書」を4月1日付で両事務局間で締結調印し基本構文の更新を行った。

- 4) 2025年7月4日には教著協著作権委員と日図協編集部長との合同情報交換会を開き、相互信頼と友好関係を深めるよう努めた。
- 5) その他、教科書利用に関わる諸課題について、事務局間で情報の共有や意見交換を行った。

7. 学校用教材の出版・制作事業の改善合理化に関する調査研究(定款第5条第1項(7))

(1) 流通等の業務の合理化に関する調査研究

業務委員会では、2025年6月10日に会議を開き、新学期教材の供給と流通全般における諸課題などについて情報交換を行った。

(2) 受発注業務の合理化に関する事業の推進

ネットワーク委員会では、2025年6月17日に会議を開き、Web発注システム「図書教材ネット」の稼働状況の確認のほか、次年度以降のシステム改修の検討を行った。

(3) 全図協との連携による学校直販システムの維持・発展の研究

営業部長会では、全図協のブロック小学部会長会議、ブロック中学部会長会議と協議会(6月、11月)を開催し、小・中学校分野における市場の安定・拡大発展と、小・中学校特有の課題、問題の対策を検討した。また、全図協のブロック会議及び各都道府県協会の総会等諸会議に出席し運営に協力した。

8. 機関紙及び調査研究報告書等の発行(定款第5条第1項(8))

(1) 機関紙「図書教材新報」の刊行

協会はじめ、全図協、都道府県協会、教材学会等の事業、活動などを正しく広報するため、加盟社の全面的な協力により、月刊で12回発行した。

(2) 各種調査研究報告書等の作成とその配布

新任教員向けテキスト「授業と教材—教材の正しい理解と活用のために」のほか、これまで作成した研究センターの調査研究報告書を活用した。

9. 学校用教材の作成に関する著作権等の権利処理事務(定款第5条第1項(9))

(1) 教科書に準拠する教材作りに関する権利処理事務

教著協との契約に基づき、所定の事務処理を適切に行った。特に、教科書見本本については、加盟社、業務委託会社に対して、契約に従った厳格な取り扱いを周知・徹底した。また、契約書に基づいた教材制作に関する各社からの個別相談に適宜応じた。

(2) 国語教科書掲載作品等の著作権者への権利処理事務

1) 共同許諾申請を中心とした権利処理事務

児童文学者団体及び文藝協との協定に基づき、著作権者への所定の権利処理事務を適切に行った。

2) 日本文藝家協会（文藝協）の使用料規程改訂案への対策

文藝協から、使用料規程改訂についての意見聴取を行いたい旨の連絡があり、2025年7月14日に、各社編集部長同席のもと、改訂案について文藝協事務局より説明を受けた。内容についての質問事項を取りまとめて文藝協から回答を得たほか、日図協としての意見書（印税率の現状維持と、ICT利用に対する整理のための協議の場の提案を中心に）を取りまとめて8月22日に提出した。また、書協ほか関係団体と連絡を取りながら必要に応じて協調して対策していくことを確認した。

3) 自治体からの教材の単元データ利用等の提供依頼への協会での処理業務の検討

自治体から各出版社への採点支援・校務支援システム利用のための教材紙面・単元データの提供依頼について、次年度から事務的な手続きを協会で行きとめるために、小学校編集部長会を中心に検討した。

10. 基本財産（不動産等）の運用（定款第5条第1項（9））

(1) 基本財産（不動産）の賃貸等による運用

協会ビル2階3階の賃貸運用を行った。空き室は3月（月×部屋数）＜3.6%＞となった。なお、現時点（8月末現在）では空き室は1となっている。

(2) 金融資産の運用（国債）

運用資金1億円のうち、第377回国債（10年）を2025年4月9日に購入し、第418回国債（5年）を2025年4月21日に購入した。10年国債は、2034年12月20日に5,000万円で償還され、年利約60万円の予定。5年国債は、2025年9月20日に5,000万円で償還され、約8万円の利息収入となる予定となっている。

11. 2024年度事業報告の附属明細書について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。